

大和郡山市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の地震に対する安全性向上のために施工される耐震改修工事について、工事を施工する所有者の費用負担を軽減し、もって耐震改修工事を促進するため大和郡山市が実施する既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法及び精密診断法又はこれらに相当する方法により、建築士が行う目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等による建物の地震に対する安全性の評価をいう。

(2) 補助対象住宅 次の各号のいずれにも該当する大和郡山市内に位置する住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。

イ 現に住宅の用に供している、3階建て以下の木造住宅(一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)であること。

ウ 現行の耐震基準に適合しない住宅であって、在来軸組構法、伝統的構法若しくは枠組壁工法の住宅又は木造と他の構造の立面的な混構造住宅であること。

(3) 耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法及び精密診断法又はこれらに相当する方法による上部構造評点が1.0未満であるとされた補助対象住宅に対して行う、改修後の構造評点を1.0以上とするための工事又は上部構造評点が0.7未満であるとされた補助対象住宅に対して行う、改修後の構造評点を0.7以上とするための工事をいう。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者(以下「事業対象者」という。)は次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者(共有の住宅にあっては共有者全員の合意による代表者)とする。

(2) 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第4条 この事業による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業対象者が補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の内、補助対象工事費のみとする。

(助成額等)

第5条 この事業により対象者が受けることができる助成金等の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の額 補助対象経費に3分の1を乗じた額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、当該金額が500,000円を超えるときは、500,000円とする。)

- (2) 所得税の特別控除の額 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下、「租税特別措置法」という。）第 4 1 条の 1 9 の 2 第 1 項に規定する所得税の特別控除の額
- 2 対象者は、次条に規定する交付申請手続きを経て、前項第 1 号の補助金の交付を受け
るものとし、前項第 2 号に掲げる所得税の特別控除については、租税特別措置法施行規則
第 1 9 条の 1 1 の 2 第 4 項に規定する住宅耐震改修等証明書の交付を受け、対象者が
所得税の確定申告手続きを経て受けるものとする。
- 3 補助金の交付は、補助対象住宅 1 棟につき 1 回限りとする。
- 4 補助金の交付は、事業対象者 1 人につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業対象者は、既存木造住宅耐震改修工事補助金
交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
い。

- (1) 耐震改修工事費見積書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象住宅の附近見取図及び写真
- (3) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（共有にあっては、申請代表者への共有者
の同意書類を添付すること）
- (5) 市税状況申出書（様式第 3 号）
- (6) 所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、使用者の同意書
- (7) 耐震診断結果報告書の写し
- (8) 現況平面図及び改修後の平面図（補強箇所を明示したもの）
- (9) 建築士が作成した上部構造評点が、第 2 条第 3 号に定められた構造評点以上となる
耐震改修工事計画書（様式第 4 号）
- (10) 建築士が作成した構造評点が 1.0 もしくは 0.7 以上となる耐震改修工事計画書
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、第 6 条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して補
助金の交付の是非について決定し、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書
（様式第 5 号）又は既存木造住宅耐震改修工事補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）
により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、市長は、前項の補助金の
交付決定に条件を付することができる。

（耐震改修工事の着手）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付
決定日以降に耐震改修工事に着手するものとする。

（完了報告）

第 9 条 交付対象者は、耐震改修工事が完了した日の翌日から起算して 3 0 日を経過する
日又は当該工事完了の日以降最初に到来する 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、既存
木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第 7 号。以下「完了報告書」という。）に次に
掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の工事請負契約書の写し

- (2) 耐震改修工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真
- (3) 耐震改修工事精算書（様式第 8 号）
- (4) 耐震改修工事に要した経費にかかる領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の決定）

第 10 条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付額を決定し、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書（様式第 9 号。以下「確定通知書」という。）により交付対象者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 交付対象者は、前条の確定通知書を受領したときは、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書（様式第 10 号。以下「請求書」という。）により、市長に対して決定された補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内にこれを交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付申請の内容又は、市長が付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第 13 条 前項の規定に基づき補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の交付を受けた者に対して、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を求められたときは、補助金の交付を受けた者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。